

# 識学サービス利用規約

## 第1条（適用）

1. 識学サービス利用規約（以下「本規約」といいます）は、株式会社識学（以下「当社」といいます）が提供する組織コンサルティングサービス（以下「本サービス」といいます）の利用について定めるものです。
2. 本規約の内容と本規約外における本サービスの説明等が異なる場合は、本規約の規定が優先して適用されるものとします。

## 第2条（定義）

本規約において使用する以下の用語は、各々以下に定める意味を有するものとします。

- (1) 「本サービス」とは、当社が認定したコンサルタント（以下「コンサルタント」といいます）が当社の持つ識学のノウハウに基づき利用者に対して行うコンサルティング活動全般をいいます。
- (2) 「利用者」とは、本規約を承諾の上で本サービスの利用を申し込み、本サービスの提供を受ける方をいいます。

## 第3条（役務の内容）

1. 本サービスにより提供される役務（以下「本役務」といいます）の内容は次の各号の通りとします。
  - (1) 識学マスタートレーニング
  - (2) 浸透パック
  - (3) 識学集団型研修
  - (4) 評価制度構築サービス
  - (5) 識学講師養成プログラム
  - (6) 識学マネジメントカレッジ
  - (7) その他前各号に付帯する本サービス及び当社が定めた役務
2. 前項の役務のうち識学マスタートレーニングについては、原則、事前の問診（カルテ）取得者のみが受講できるものとします。ただし、やむを得ない事情により受講者の変更を希望する場合、事前に当社に対し書面又は電子メールにてその旨申し出をし、当社の承認を得るものとします。

## 第4条（役務の提供場所及び期間）

1. 本役務を提供する場所は、当社と利用者が協議し定めた場所とします。
2. 第3条第1項第1号から第3号の契約期間の定めのないサービスは、発注書受領後にコンサルタントと利用者との間で打ち合わせした日程で行うものとし、役務提供開始日から最長でも16週（「以下「最長期間」といいます）までの間に、役務の受領を完了するものとし、当社都合以外の事由により、最長期間を超えた場合には、役務の提供を保証致しかねます。また、利用者は、最長期間内に各サービスに定められた回数の役務の受領を完了できない場合は、役務提供を受ける権利を消失するものとし、
3. 利用者は、受講予定日の変更を希望する場合、受講予定日の3日前までに当社に対し事前に連絡をしなければならないものとし、利用者が受講予定日2日前以降の変更又はキャンセルをした場合には、当社は、当該変更又はキャンセル分に関し1回分の受講完了とみなして、補填を行わない場合があります。
4. 役務提供開始後、当社から利用者に対し、毎月末日から3営業日以内に役務提供状況を確認するメールを送付します。利用者は、当該メール内容に相違があるか確認の上、メール受領日から3営業日以内に当社に対し返信するものとし、
5. 第3条第1項第1号、第2号、第3号、第6号、第7号で規定するサービスについて役務提供完了後、当社は利用者に対し、全ての役務提供が完了した旨を証する書面を送付します。利用者は、当該書面内容に相違があるか確認の上、当社宛てに書面にて連絡するものとし、
6. 第3条第1項第6号の識学マネジメントカレッジの履行場所は当社で指定させて頂きます。また、利用者の欠席等により、予定されたカリキュラムに不参加になった場合の返金及びキャンセルはできません。欠席された受講内容の補填もいたしません（同一内容のカリキュラムが欠席日から一か月以内に予定されている場合のみ日程の振り替えを可能とします。）。利用者は当該事項について予め承諾するものとし、

## 第5条（料金及び支払方法）

1. 本役務の料金は、当社が別途定めた料金表の通りとします。
2. 前項の料金の内容及び当社が提供するサービス内容は、当社により適宜変更することがあります。
3. 本役務の料金の支払いは当社の指定する口座に振り込むこととします。なお、

振込手数料は利用者負担とします。

4. 第4条第1項に基づき定めた役務の提供場所が当社の営業拠点から100km圏外となる場合、利用者は、当社に対し、別途出張基本料金・往復交通費・場所代・宿泊費等を支払うものとします。
5. 利用者が、当社において定めた支払期日を超過しても本役務の料金（前項の費用を含みます）の全額の支払いを完了しない場合には、当社は、本サービスの役務の提供を停止する可能性があります。
6. 当社及び利用者が協議の上、本条第1項の料金及び本条第4項の各費用に関し、分割払いの合意をした場合で、利用者都合による支払遅延が発生したときは、何らの催告を要することなく当然に期限の利益を喪失するものとし、利用者は、当社に対し、直ちに料金全額（既払い分を除く）を支払うものとします。
7. 契約締結後に消費税法改正に伴い消費税率が変更され、契約成立後に請求させて頂いた消費税の金額と、現実にご負担頂くべき消費税の金額に差額が生じる可能性があります。なお、消費税額に差額が生じた場合には、税率変更日以降に差額分を請求させていただきます。
8. 利用者は、支払期日までに本役務の料金の支払いを行わないときは、当社に対し、支払期日の翌日から支払い済みまで、年14.6%の割合（1年を365日とする日割計算）による遅延損害金を支払うものとします。

## 第6条（解約について）

利用者が本サービスの解約を希望する場合、当社に対し、本サービス提供開始から16週間以内に書面又は電子メールでその旨通知したときに限り、本サービスを解約できるものとします。本条による解約の場合、既に役務を提供している本サービスの実施回数（時間数）に関しては、回数（時間数）を按分の上、請求させていただきます。

## 第7条（知的財産権）

当社による本サービスの提供に用いられるノウハウ、アイデア、手法その他の情報、本サービスにおいて提供される資料その他一切の著作物、並びに、本サービスで使用される一切の名称及び標章（以下「本知的財産権」といいます）に関する権利は、全て当社に帰属しています。

利用者による本サービスの利用は、本知的財産権に関する権利の譲渡又は利用許諾を意味するものではなく、利用者は本知的財産権に関して何らの権利も取得しません。利用者は、次の各号に掲げる本知的財産権を侵害する行為を行ってはならないものとします。

- (1) 本知的財産権の内容を、自己又は第三者の名をもってウェブサイトに掲載する等

インターネットを通じて公衆に送信する行為

- (2) 本知的財産権の内容を、引用の範囲を超えて自己又は第三者の著作物に掲載する行為
- (3) 私的利用の範囲を超えて、本知的財産権を複製・改変等をして第三者に配布する行為
- (4) その他、本知的財産権の著作権及び知的財産権を侵害する行為

## 第8条（秘密保持義務）

当社及び利用者は、本サービスに関連して相手方から開示を受け又は知り得た情報及び本規約に関連する情報であって、ノウハウ、アイデア等の営業上、技術上、財産上、その他有益な情報及び秘密とされるべき情報（以下「秘密情報」といい、秘密情報の複製物もこれに含まれるものとします）については、相手方の事前の書面による承諾がない限り、複製、第三者に開示若しくは漏洩し、又は本サービス以外の目的に使用してはならないものとします。

ただし、情報を開示した当事者が事前に秘密情報から除外することにつき承諾した情報については秘密情報から除外します。

## 第9条（個人情報の取扱い）

1. 当社及び利用者は、本サービスを通じて取得した個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第2条第1項に定めるものをいう。以下同じ。）に関し、本サービスの目的の範囲において個人情報を取り扱うものとし、本サービスの目的以外にこれを取り扱ってはならないものとします。
2. 当社は、本規約のほか、個人情報保護方針にしたがって個人情報を取り扱います。
3. 利用者は、本サービスの利用の前に、当社ホームページ上で個人情報保護方針を必ず確認し、その内容に同意した上で、本サービスを利用するものとします。本サービスの利用を開始した場合、利用者は個人情報保護方針に同意したものとみなします。

※当社個人情報保護方針(<https://corp.shikigaku.jp/privacy>)

## 第10条（契約解除）

1. 利用者が支払期日までに本サービスの料金の支払いを行わない場合、当社は、催告を要することなく、直ちに、当該利用者との契約を解除することができるものとします。契約が解除された場合、当社は未履行の役務提供を含む全ての

義務を免れるものとし、利用者は、当社による役務提供がされているかどうかにかかわらず、当該契約で定められた料金全額（既払い部分を除く）を支払う義務を負うものとします。

2. 利用者は、次の各号に該当する行為をしてはいけません。なお、利用者が本条項に反した行為を行った場合、当社は、催告を要することなく、直ちに該当利用者との契約を解除することができるものとします。契約が解除された場合、当社は未履行の役務提供を含む全ての義務を免れるものとし、利用者は、当社による役務提供がされているかどうかにかかわらず、当該契約で定められた料金全額（既払い部分を除く）を支払う義務を負うものとします。また、利用者の行為によって当社に損害が生じたときは、契約が解除されたとしても、利用者は、その損害を賠償する責任を免れることはできません。
  - (1) 当社又はその関係者の財産、プライバシーを損害し、又は損害するおそれのある行為
  - (2) 当社又はその関係者を誹謗中傷し、又は名誉を傷つける行為
  - (3) 本規約に違反し、又は違反するおそれのある行為
  - (4) 法令に違反し、又は違反するおそれのある行為
  - (5) 利用者が反社会勢力に属する、又は、属すると認められる行為及び反社会的勢力の補助等の当該活動に加担する行為
  - (6) 事前の書面の承諾なく本サービス内で伝えるノウハウを受講者が属する組織以外で再利用する行為（有償・無償問わず、セミナーや講演会等も含む）
  - (7) 本サービス内容の録画行為
  - (8) 復習を行う目的以外での本サービス内容の録音行為
  - (9) その他前各号に準ずる行為

#### **第 11 条（退職勧奨、直接雇用の勧誘等の禁止）**

1. 利用者は、当社(株式会社識学)及び当社パートナー企業（株式会社 P-UP neo）の従業員（退職日から 1 年間を経過していない者を含む）を、利用者（関連会社を含む。以下同じ）で雇用すること、又は利用者と業務委託契約、その他の当該従業員が関連する何らかの役務を提供する業務を行う契約を締結してはならないものとします。
2. 利用者が前項に違反したときは、利用者は当社又は当社パートナー企業に対し、違約金として、金 600 万円又は当該従業員等の前の 1 年間の報酬額（賞与金額を含む。）相当の金額のいずれか高い金額を違約金として支払うものとします。

## 第 12 条（競業避止義務）

利用者は、本契約期間中及び本契約終了後 3 年間は、当社が提供する本サービスの全部若しくは一部と同一又は類似のサービスを提供する事業を、自ら営むこと、又は、第三者が営む当該事業に関与（業務委託契約、雇用契約、その他契約名称の如何を問いません）をしてはなりません。

## 第 13 条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者及び当社は、それぞれの相手方又はその代表者、責任者、実質的に経営権を有する者が次の各号の一に該当する場合、何らの催告を要せずに書面による通知をもって、本契約を解除することができるものとします。
  - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」といいます）に属すると認められるとき
  - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
  - (3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき
  - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
  - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
  - (6) 自ら又は第三者を利用して、相手方の関係者に対し、詐術、暴力的行為、又は背迫的言辞を用いたとき
2. 利用者及び当社は、前項の規定により本契約を解除した場合には、相手方に損害が生じても何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、解除者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償しなければならないものとします。

## 第 14 条（免責事項）

1. 当社は利用者に対して本サービスに関して情報を提供するにあたってはその正確性、完全性、最新性及び網羅性について精査するよう努めますが、当社はこれらの事項について保証するものではなく、また、利用者が当該情報を利用した結果として一定の成果又は利用者が期待する用性、品質、価値等が得られることを保証するものでもありません。利用者は当社が本サービスを通じて提供した情報について、自己の判断と責任において利用するものとします。したがって、当社が提供した情報に不備があり、又は利用者が当該情報を利用した結果として期待した成果が得られなかったとしても、当社に故意又は重過失がある場合を除き、当社は一切責任を負わないものとします。
2. 当社による本サービスの提供に関し、利用者又は利用者の関連会社、それらの役員、従業員、代理人及びアドバイザー（以下「利用者関係者」といいます）

が何らかの損失、損害又は費用（弁護士費用を含む）を被った場合でも、当社又は当社の役員若しくは従業員に故意又は重過失による本契約又は法令の違反がある場合を除き、利用者関係者は、当社又は当社の当社関係者に対し何らの請求を行うことはできず、当社はこれらにつき一切の責任を負わないものとします。

3. 本契約に関連して当社が利用者に対して賠償責任を負う場合であっても、直接、通常かつ現実に生じた損害についてのみ賠償責任を負うものとし、その賠償額は当該損害発生までに当社が利用者から現実に収受した料金の総額を上限とします。

### **第 15 条（分離可能性）**

本規約の全部又は一部が、法令により無効又は執行不能である場合であっても、他の部分は有効に存続するものとします。

### **第 16 条（譲渡禁止）**

利用者は、当社の事前の書面による承諾がない限り、本規約に基づく契約上の地位又は権利義務の全部又は一部について、第三者に対する譲渡、移転、担保提供その他の処分を行うことはできません。

### **第 17 条（存続条項）**

第 7 条（知的財産権）、第 8 条（秘密保持義務）、第 9 条（個人情報の取扱い）、第 10 条（契約解除）、第 11 条（退職勧奨、直接雇用の勧誘等の禁止）、第 12 条（競業避止義務）、第 14 条（免責事項）、本条及び第 18 条（準拠法及び合意管轄）の規定は、本契約終了後もその効力を有するものとします。

### **第 18 条（準拠法及び合意管轄）**

1. 本規約の準拠法は日本法とし、日本法に従って解釈されるものとします。
2. 本規約又は本サービスに関する一切の紛争については、東京地方裁判所、東京簡易裁判所又は立川簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【2024 年 5 月 1 日 改定】